

報告第10号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和7年6月2日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和 6 年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和 6 年度

事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和6年度 事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、相談件数が増えている中、法律・福祉の専門職による相談事業を引き続き活用しながら、より専門的な相談と手続き支援を行った。1月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、任意後見制度をテーマとして現状や課題などについて、専門職団体、相談機関や福祉関係団体と意見交換を行うなど、連携強化に努めた。

また、地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域での生活の継続を希望する本人に相応しい、同じ地域の身近な立場で成年後見活動を行う区民後見人を育成・支援するため、養成講座やフォローアップ研修などを実施した。

さらに、区民向けの講座やパネル展を開催するなど、成年後見制度の普及啓発に努めた。

各事業の取組状況

1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	○ 臨時社員総会 令和6年4月1日（月）午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について ○ 定時社員総会 令和6年5月13日（月）午前9時から [報告事項] 令和5年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和5年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について
理事会	○ 第1回 令和6年4月26日（金）午後6時から [決議事項] 議案第1号 令和5年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第2号 令和5年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第3号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第4号 定時社員総会の開催について ○ 第2回 令和6年11月1日（金）午後6時から [報告事項] （1）上半期事業概要報告（令和6年度4月～9月） （2）令和6年度区民後見人等養成事業の実施状況について

理事会	○ 第3回 令和7年3月21日（金）午後6時から [決議事項] 議案第5号 令和7年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について 議案第6号 専門委員の選任について 議案第7号 苦情解決委員の選任について 議案第8号 運営委員会の委員の選任について 議案第9号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第10号 臨時社員総会の開催について
------------	---

運営委員会	○ 第1回 令和6年4月12日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督124号 定期報告について ・ 監督137号 初回報告について ○ 第2回 令和6年5月10日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 1件 後見監督事務審議 ・ 監督138号 初回報告について ・ 監督112号 終了報告について ・ 監督129号 定期報告について ・ 監督130号 定期報告について ○ 第3回 令和6年6月14日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・ 法人後見5号 定期報告について ○ 第4回 令和6年7月12日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・ 監督139号 初回報告について ・ 監督125号 終了報告について ○ 第5回 令和6年8月9日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 2件 後見監督事務審議 ・ 監督116号 定期報告について ○ 第6回 令和6年9月13日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・ 監督134号 定期報告について ○ 第7回 令和6年10月11日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 5件
-------	---

運営委員会	○ 第8回 令和6年11月8日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 5件 後見監督事務審議 ・ 監督133号 定期報告について ・ 監督140号 初回報告について ・ 監督122号 終了報告について ・ 監督136号 終了報告について ○ 第9回 令和6年12月13日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 2件 後見監督事務審議 ・ 監督127号 定期報告について ・ 監督141号 定期報告について ○ 第10回 令和7年1月10日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 2件 後見監督事務審議 ・ 監督128号 定期報告について ○ 第11回 令和7年2月14日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・ 法人後見2号 定期報告について ○ 第12回 令和7年3月14日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 法人後見事務審議 ・ 法人後見2号 定期報告について 報告案件 ・ 申立人の変更（保佐人から後見類型の変更による） その他 ・ 令和7年度 運営委員会開催日程（予定）について
-------	---

2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	○ 講演会①「任意後見制度のお話し」 日 時 令和6年10月28日（月）午後2時～4時 会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室 内 容 任意後見制度についての正しい知識を学び、任意後見制度を有効に活用できるよう、将来の不安等に備える。 講 師 浜田 玉代 司法書士 （杉並区成年後見センター 専門相談員） 参加者 42名 （定員40名） ○ 講演会②「成年後見制度の利用について ～本人の意思の尊重をめざして～」 日 時 令和7年2月19日（水）午後2時～4時 会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室 内 容 成年後見制度の概要や申立て手続きについての説明、及び、その必要性や利用のタイミングなどについて、具体例を交えて伝える。 講 師 杉並区成年後見センター職員 参加者 21名 （定員40名） ○ 講演会③「任意後見制度のお話し」 日 時 令和7年3月12日（水）午後2時～4時 会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室 内 容 任意後見制度についての正しい知識を学び、任意後見制度を有効に活用できるよう、将来の不安等に備える。 講 師 浜田 玉代 司法書士 （杉並区成年後見センター 専門相談員） 参加者 43名 （定員40名）

(2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。

令和6年度は区民後見人等養成研修事業の実施年度で、基礎講座と実務研修の計8日間35時間の研修を実施した。研修内容は、制度を必要とする区民の意思決定支援に主眼を置いた。修了生から11名の区民後見人等候補者名簿登録を希望者があった。なお、実施曜日をこれまでの土曜日から平日に変更しての開催であったが、修了後直ちに実践活動に参加しようとする区民が多く、一定の効果が見られた。

また、令和6年4月に登録更新をした24名の区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容
区民後見人等 養成研修	○ 講座名「すぎなみ地域大学 区民後見人基礎講座」 主 催 杉並区区民生活部地域課 協働推進係 運 営 杉並区成年後見センターが受託 主な内容 成年後見制度の理念と概要、成年後見人等の役割、関連制度など 期 間 事前説明会 1回（令和6年5月29日(水)） 基礎講座 全5回 25時間 （令和6年8月28日(水)～10月23日(水)） 参加者 事前説明会 30名 基礎講座受講者 15名 修了者 14名 ○ 講座名「区民後見人等養成研修（実務研修）」 主 催 杉並区成年後見センター 主な内容 後見業務の実務と倫理規範、意思決定支援について、専門職後見人との意見交換など 期 間 講義 全3回 10時間 （令和6年11月20日(水)～令和6年12月18日(水)） 参加者 実務研修受講者 14名 修了者 14名 ○ 区民後見人等候補者名簿登録選考 日 時 令和7年1月29日（水）午後1時～ 評価項目 成年後見制度についての小論文、面接 基礎講座及び実務研修の出席状況

	参加者 登録選考希望者 13 名 合格者 13 名 ○ 区民後見人等候補者名簿への新規登録予定者 11 名 ※次回は令和 9 年度に実施予定												
区民後見人等の 育成・支援	○ 登録更新に必要な研修の実施 ・ 第 1 回 フォローアップ研修 日 時 令和 6 年 8 月 28 日（水）午後 2 時～ 4 時 内 容 「成年後見制度の課題と展望」 講 師 杉並区成年後見センター 田山 輝明 理事長 出席者 21 名 ・ 第 2 回 フォローアップ研修 日 時 令和 6 年 12 月 21 日（土）午後 2 時～ 4 時 内 容 「後見制度法改正による今後の見通しと 書式の改定について」 講 師 大野 友希 弁護士 （杉並区成年後見センター 専門職非常勤） 出席者 22 名 ○ 区民後見人等の活用と支援 区民後見人登録者 23 名（令和 7 年 3 月 31 日現在） （登録者 23 名の内訳） ・ 区民後見人養成研修 平成 21 年度修了者 2 名、平成 24 年度修了者 2 名、 平成 27 年度修了者 3 名、平成 30 年度修了者 8 名、 令和 3 年度修了者 8 名 計 23 名 ・ 区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件） <table><tr><th colspan="2">令和 6 年度</th><th colspan="2">令和 5 年度</th></tr><tr><th>推薦件数</th><th>推薦後の 選任件数</th><th>推薦件数</th><th>推薦後の 選任件数</th></tr><tr><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr></table>	令和 6 年度		令和 5 年度		推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数	2	2	3	3
令和 6 年度		令和 5 年度											
推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数										
2	2	3	3										

	・区民後見人受任状況 - 当初受任件数 : 14 件 (前年度から継続の件数) - 新規受任件数 : 3 件 - 合計受任件数 : 17 件 - 終了件数 : 4 件 (本人死亡による) - 令和 7 年 3 月 31 日現在の受任件数 : 13 件 ・区民後見人登録者のうち未受任者数 : 8 名 ・その他の活動状況 (令和 6 年度中) - 法人後見支援員 3 名 - 事務支援員 2 名 - 事業支援員 5 名 - 地域福祉権利擁護事業生活支援員 7 名
--	---

(3) 周知活動

ホームページやパンフレットを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。ホームページはタイムリーに情報の更新を行った。

区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等によって周知活動を実施した。また、障害者週間事業に参加し、ロビー展示とパンフレットの配置を行った。

地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣依頼については、積極的に応じて制度説明を行った。

事業項目	実施内容
パンフレットの配布	○ パンフレット等の作成と関係機関への配布 地域包括支援センター(ケア 24)や障害者地域相談支援センター(すまいる)等の区内関係機関へパンフレット等の配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。 配布か所(区内) 90 か所 配布総数 1,543 部
周知活動	○ パネル展示やパンフレットの配置 ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和 6 年 6 月 18 日(火)、19 日(水)の 2 日間 ・障害者週間事業におけるロビー展示・パンフレット配置 令和 6 年 11 月 25 日(月)～12 月 1 日(日)

説明会・研修会等への対応

○ 関係機関等からの要請に応じ、区民や関係機関職員を対象にした成年後見制度についての研修会に職員を派遣し、説明を行った。
(一般区民対象8回、関係機関対象7回)

回	月日	内容等	対象	参加者数
1	R6.4.16	成年後見制度について ～いつ使う?どう使う?	藍の会(旧婦人女性連 合会)会員	14名
2	R6.4.23 R6.4.25	事業説明会	ウェルファーム杉並 複合施設棟新任者 (異動者含む)	30名
3	R6.4.25	成年後見制度について	ケア24 堀ノ内 あんしん協力員連絡会	12名
4	R6.5.14	成年後見制度について	訪問看護ステーショ ン連絡会	9名
5	R6.5.16	成年後見制度について	特定相談支援事業所 連絡会	43名
6	R6.5.30	権利擁護研修	ケア24・居宅支援事 業所新任職員等	43名
7	R6.6.11	杉並社協くらしのサポ ートステーションへの 制度説明&連絡会	くらしのサポートス テーション職員	6名
8	R6.6.18	成年後見制度について	ケア24 南荻窪 あんしん協力員連絡会	15名
9	R6.6.20	成年後見制度講習会	わたぼうしの会会員	15名
10	R6.7.4	杉並社協生活支援係へ の成年後見制度説明	生活支援係職員	5名
11	R6.7.13	税理士による成年後見 制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・ 荻窪支部/ 一般区民	55名 (相談会 8名)
12	R6.9.18	成年後見制度講習会	あさ北きずなサロン 登録者	23名
13	R6.12.22	成年後見制度について ～いつ使う?どう使う?	いきいきクラブ連合 会(杉並協和会)	28名
14	R7.1.28	後見センターの相談支 援と報酬助成のしくみ	リーガルサポート杉 並支部	18名
15	R7.2.5	成年後見制度講習会 ～大切な家族の未来へ の準備	済美職業実習所 保護者会	20名

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって有効であるか、また、必要なタイミングであるかどうかを判断した上で、本人との面談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な申立て手続き支援を実施した。また、後見人等就任後の支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援、成年被後見人やその家族からの相談に対応した。

さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民からの相談体制を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

事業項目	実施内容																																																																
相 談 事 業 の 実 施	○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。 相談件数は、前年度と比較して 698 件の増加で、新規相談の実数は 3 件の増であった。令和 6 年度は、継続的な関わりが長期にわたる事案が多かった傾向が読み取れる。 対象者別の相談件数比率は、認知症が 56%、精神障害 11%、知的障害 7%、脳機能障害 10%、高齢者 10%、身体障害 1%と比率は昨年と大きな差異はなかった。 主な相談者の相談件数比率は、本人、親族からの相談が 24% (内訳は本人 8%、親・子・配偶者 8%、その他の親族 8%)、関係機関等からの相談は 64%、後見受任者 12%となっている。 [月別相談件数] (単位:件) <table><tr><th>月</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr><tr><td>相談件数</td><td>411</td><td>400</td><td>404</td><td>449</td><td>428</td><td>431</td><td></td></tr><tr><th>月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th><th>合計</th></tr><tr><td>相談件数</td><td>466</td><td>446</td><td>402</td><td>372</td><td>413</td><td>419</td><td>5,041</td></tr></table> [月別新規相談者数] (単位:人) <table><tr><th>月</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th></th></tr><tr><td>相談者数</td><td>52</td><td>70</td><td>38</td><td>58</td><td>61</td><td>44</td><td></td></tr><tr><th>月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th><th>合計</th></tr><tr><td>相談者数</td><td>59</td><td>47</td><td>38</td><td>53</td><td>50</td><td>38</td><td>608</td></tr></table>	月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		相談件数	411	400	404	449	428	431		月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	相談件数	466	446	402	372	413	419	5,041	月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月		相談者数	52	70	38	58	61	44		月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	相談者数	59	47	38	53	50	38	608
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																											
相談件数	411	400	404	449	428	431																																																											
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計																																																										
相談件数	466	446	402	372	413	419	5,041																																																										
月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月																																																											
相談者数	52	70	38	58	61	44																																																											
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計																																																										
相談者数	59	47	38	53	50	38	608																																																										

相談事業
の実施

[相談方法別相談件数]
(単位:件)

	6 年度	5 年度
電話	4, 261	3, 639
来所	469	400
訪問	311	304
計	5, 041	4, 343

相談方法別相談件数

相談方法	件数	割合
電話	4,261	85%
来所	469	9%
訪問	311	6%

[相談方法別新規相談者数]
(単位:人)

	6 年度	5 年度
電話	530	526
来所	74	78
訪問	4	1
計	608	605

[相談対象別相談件数]

	相談件数 (件)	実人数 (人)
認知症	2, 809	213
精神 障害	571	51
知的 障害	359	30
脳機能 障害	510	37
高齢者	481	125
身体 障害	39	13
不明・ その他	272	139
計	5, 041	608

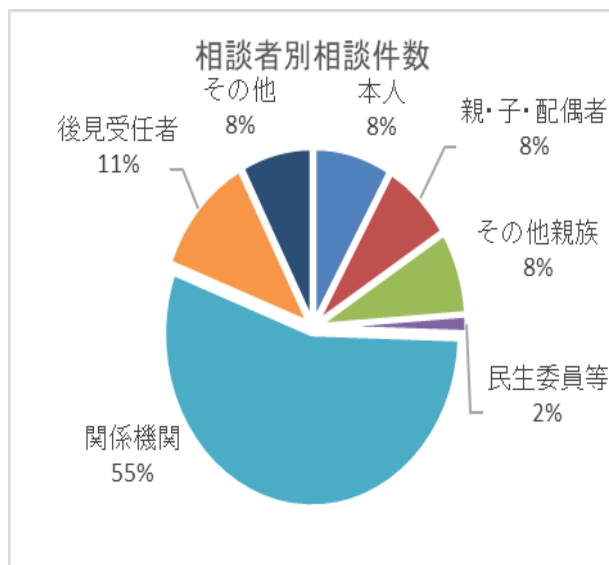
対象別相談件数

相談対象	件数	割合
認知症	2,809	56%
精神	571	11%
高齢	481	10%
脳機能障害	510	10%
知的	359	7%
身障	39	1%
不明	272	3%
その他	272	2%

相談事業
の実施

[相談者別相談件数]
(単位：件)

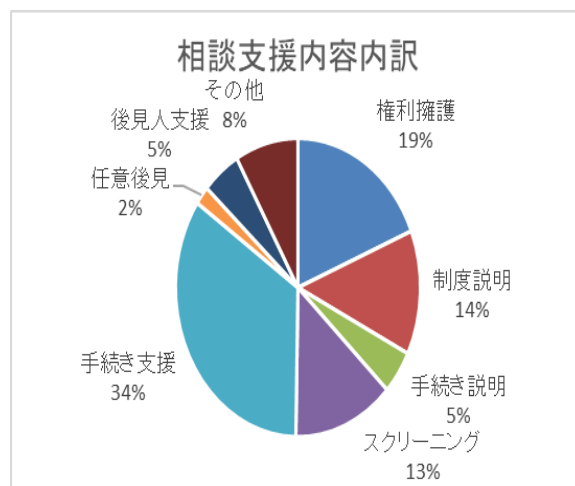
	6年度	5年度
本人	487	411
親・子・ 配偶者	447	475
その他親族	449	409
民生委員等	92	62
関係機関	3,197	2,952
後見受任者	668	679
その他	449	389
計	5,789	5,377



※複数人で相談があった場合
(例：家族とケアマネが来所)は、
それぞれにカウントしている。

[相談支援内容内訳] (単位：件)

	6年度	5年度
権利擁護	1,209	788
法定後見		
制度説明	865	495
手続き説明	304	300
スクリーニング	851	771
手続き支援 ※1	2,205	2,211
任意後見	129	154
後見人支援	325	390
その他	535	379
計 ※2	6,423	5,488



※1 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

※2 複数の内容の相談があった場合は、それぞれにカウントしている。

相談事業
の実施

○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。
実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く）
①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）

[月別専門相談件数] （単位：件）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
件数	15	16	13	13	14	13	
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	14	16	15	11	13	13	166

申立て手
続き支援
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）

支援の内容	6年度	5年度
継続相談（複数回の相談対応）	1,986	1,971
書類作成支援	99	109
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	6	15
その他	114	116
合 計	2,205	2,211

※ 対象期間における新規の支援対象者人数

	6年度	5年度
支援対象者人数	189人	131人

申立て手
続き支援
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。（区民後見人2、家裁一任1を除く）

(単位：件)

項目	内訳	6年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	1	1	1	1	1	0
	司法書士	13	10	11	13	10	14
	社会福祉士	20	12	2	17	6	1
	税理士	1	0	0	1	0	0
	精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0
	計	35	23	14	32	17	15
	合 計	72			64		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

(単位：件)

項目	内訳	5年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	2	2	0	3	4	0
	司法書士	27	13	14	23	15	11
	社会福祉士	19	3	3	17	3	2
	税理士	0	0	0	0	0	0
	精神保健福祉士	0	1	0	0	1	0
	計	48	19	17	43	23	13
	合 計	84			79		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、

①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数

②専門委員への諮問に基づく推薦件数

③事務局及び関係団体との協議に基づく推薦件数

に分けて専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

職員研修
の実施

区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確
な対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指し
て、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。

○内部研修

区分	研修内容等
法律・財産 管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で 実施した。 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士） ① 不動産の登記について 令和6年7月12日（金） ② 相続手続きについて 令和6年8月23日（金） ③ 死後事務についてⅠ 令和6年9月13日（金） ④ 死後事務・相続について 令和6年12月13日（金） ⑤ 市民後見人の受任について 令和7年1月10日（金） ⑥ 成年後見実務の運用と諸問題について 令和7年2月14日（金）
区民後見人 フォローア ップ研修	○「成年後見制度の課題と展望」について 8月28日（水）22名 ○「後見制度法改正による今後の見通しと書式の改定に ついて」ほか 12月21日（土）21名

○外部研修

研修内容	主催	参加 人数
第1・2回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	2
東京都研修～区市町村長申立て研修	東京都保健福祉局	1
成年後見制度推進機関 第3回テーマ別研 修～地域連携ネットワーク作りについて	東京都社会福祉協議会	2
専門員現任研修・フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1
東社協研修～法人後見基礎研修	東京都社会福祉協議会	1
財務書類研修	直原公認会計士	2
市民後見人フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1
杉並区困難事例対応研修	杉並区	2

(5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	6 年度	5 年度
	申立て費用助成	0	0
	後見報酬助成	10	11

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや情報の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人 勉強会	親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談については、個別に対応を行った。 日 時 令和7年1月23日(木) 午後2時～4時 内 容 ○「東京家庭裁判所の最新の動きを含めた後見事務について」 ○親族後見人の情報交換 講 師 杉並区成年後見センター専門職非常勤(弁護士) 参加者数 2名 (全登録者 22名)

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センター(ケア 24)が行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有を図り、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター(ケア 24)が主催する地域ケア会議等を含む) 参加回数 67 回 ○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との定期業務連絡会 開催回数 12 回(原則毎月開催) ○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 ・利用者支援区市町村連絡会 2 回 ・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1 回 ・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1 回 ○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1 回 (東京家庭裁判所主催) ○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 日 時 令和 7 年 1 月 28 日(火) 午後 3 時～5 時 出席者 参加 24 団体 内 容 (1)「任意後見制度について」 (2)事例検討(選任後支援の困難事例) 3 件 一般区民に成年後見制度を正しく理解してもらうための効果的な周知・普及活動について協議した。また、選任後支援の対応困難ケースについての意見交換を行った。

【法人後見事務】

(8) 法人後見事務

令和6年度の新たな受任案件はなかったため、受任件数は前年度から継続の2件となる。

事業項目	実施内容												
法人後見事務	○ 法人後見事務 令和6年度の受任件数 2件 <table><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr><tr><td>H19. 12. 26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援</td></tr><tr><td>H29. 4. 5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。</td></tr></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援	H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。
審判日	種別	類型	主な後見事務										
H19. 12. 26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援										
H29. 4. 5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。										

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行った。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和5年度から継続している16件に加え、当該年度は新たに2件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和6年度の受任件数は18件となった。なお、成年被後見人等の死亡により3件が終了したため、令和7年3月末現在の後見監督人受任件数は15件となった。

事業項目	実施内容				
後 見 監 督 事務	○ 後見監督事務				
	令和 6 年度の受任件数 18 件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見 監督事務
	H27. 12. 18 監督 109 号	高齢者 (認知症)	後見		①身上保護面 を中心に、賃貸 住宅の解約や 相続手続き等 についての区 民後見人等へ の支援
	H28. 10. 18 監督 112 号	高齢者 (認知症)	保佐	令和 6 年 3 月死亡により終了。	
	H30. 5. 9 監督 116 号	高齢者 (認知症)	補助		
	R1. 9. 3 監督 122 号	高齢者 (認知症)	後見	令和 6 年 10 月死亡により終了。	
	R1. 12. 16 監督 124 号	障害者 (知的)	後見		
	R1. 12. 26 監督 125 号	高齢者 (認知症)	後見	令和 6 年 5 月死亡により終了。	
	R2. 8. 18 監督 127 号	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2. 10. 12 監督 128 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 1. 19 監督 129 号	高齢者 (認知症)	補助		②定期報告及 び終了事務の 支援
	R3. 2. 9 監督 130 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 8. 11 監督 133 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R4. 6. 9 監督 134 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R5. 9. 1 監督 136 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R6. 2. 2 監督 137 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R6. 3. 11 監督 138 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R6. 5. 22 監督 139 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R6. 8. 監督 140 号	高齢者 (認知症)	後見		
	R6. 9. 監督 141 号	高齢者 (認知症)	後見		

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容		
区長申立て事務支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件)		
		6年度	5年度
	区長申立て事務支援	35	50

3 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報公開を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年省令第28号)」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

令和6年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	障害種別				申立時の居所				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		認知症	知的障害	精神障害	他	施設	自宅	病院	他			
第1回 (4月)	1			○			○		○	95	○					○				社会福祉士	病院
	2			○			○		○	83	○				○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	3			○			○		○	87	○						○			社会福祉士	地域包括支援センター
	4			○			○		○	87	○						○			社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
第2回 (5月)	5			○			○	○		72				○			○			社会福祉士	病院
第3回 (6月)	6			○			○		○	89	○				○					区民後見人	福祉事務所
	7			○			○		○	53		○			○					社会福祉士	区障害者施策課
	8			○			○	○		88	○				○					家裁一任	地域包括支援センター
	9			○			○		○	91	○						○			社会福祉士	病院
第4回 (7月)	10			○			○		○	70	○					○				社会福祉士	地域包括支援センター
	11			○			○	○		64	○						○		○	社会福祉士	福祉事務所
	12			○			○		○	94	○				○					区民後見人	福祉事務所
第5回 (8月)	13			○			○		○	85	○					○				司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	14			○			○		○	95	○				○					社会福祉士	介護老人保健施設
第6回 (9月)	15			○			○		○	74	○					○				司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	16			○			○	○		79	○						○			社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
	17			○			○		○	70				○			○			司法書士	地域包括支援センター
計		0	0	17	0	0	17	4	13	-	14	1	0	2	6	4	7	0	1	弁護士 0 司法書士 4 社会福祉士 10 税理士 0 区民後見人 2 家裁一任 1	

令和6年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知 症	知的 障害	精神 障害	他			
第7回 (10月)	18			○			○	○		80		○			○					弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	19			○			○		○	91	○				○					税理士	特別養護老人ホーム
	20			○			○		○	95	○				○					社会福祉士	ケアマネジャー
	21			○			○		○	91	○				○					司法書士	ケアマネジャー
	22			○			○		○	93	○				○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
第8回 (11月)	23			○			○	○		74			○					○		社会福祉士	福祉事務所
	24			○			○		○	85			○		○				○	社会福祉士	福祉事務所
	25	○					○		○	78			○				○			社会福祉士	地域包括支援センター
	26			○			○	○		91		○			○					社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	27			○			○		○	92	○				○					司法書士	福祉事務所
第9回 (12月)	28			○			○		○	76			○					○		司法書士	病院
	29			○			○		○	87		○			○					社会福祉士	在宅医療生活支援センター
第10回 (1月)	30			○			○		○	77			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	31			○			○	○		64			○					○		司法書士	地域包括支援センター
第11回 (2月)	32			○			○		○	75	○				○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	33			○			○		○	93		○			○					社会福祉士	ケアマネジャー
	34			○			○		○	74	○				○					社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
第12回 (3月)	35			○			○		○	85		○			○					社会福祉士	地域包括支援センター
	36			○			○	○		82			○					○		社会福祉士	ケアマネジャー
	37			○			○		○	98		○			○					司法書士	ケアマネジャー
	38			○			○		○	98		○			○					司法書士	区福祉事務所
計		1	0	20	0	0	21	5	16	-	7	7	7	0	16	0	1	4	1	弁護士 1 司法書士 9 社会福祉士 10 税理士 1 区民後見人 0 家裁一任 0	
年間計		1	0	37	0	0	38	9	29	-	21	8	7	2	22	4	8	4	2	弁護士 1 司法書士 13 社会福祉士 20 税理士 1 区民後見人 2 家裁一任 1	

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 19 期

(令和6年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,403,316	6,801,554	2,601,762
未 収 金	726,560	0	726,560
立 替 金	9,066	9,066	0
流動資産合計	10,138,942	6,810,620	3,328,322
資産合計	10,138,942	6,810,620	3,328,322
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,855,777	1,271,436	1,584,341
未払費用	2,509,647	1,683,704	825,943
預り金	372,919	477,371	△ 104,452
賞与引当金	1,400,599	378,109	1,022,490
流動負債合計	7,138,942	3,810,620	3,328,322
負債合計	7,138,942	3,810,620	3,328,322
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	10,138,942	6,810,620	3,328,322

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	2,486,680	2,101,000	385,680
受取利息	13,600	247	13,353
負担金収入	43,207,798	38,011,033	5,196,765
受取寄附金	0	0	0
経常収益計	45,708,078	40,112,280	5,595,798
(2) 経常費用			
①事業費	37,595,405	32,445,520	5,149,885
給料手当	20,708,552	17,916,999	2,791,553
法定福利費	4,461,841	3,782,405	679,436
福利厚生費	71,302	64,746	6,556
その他の報酬	4,354,563	3,834,815	519,748
消耗品費	156,279	148,556	7,723
事務用品費	104,744	98,050	6,694
賃借料	1,801,272	1,509,992	291,280
保険料	140,580	140,420	160
修繕費	245,963	70,084	175,879
旅費交通費	68,314	89,686	△ 21,372
賞与引当金繰入額	1,260,539	340,298	920,241
通信費	464,362	567,804	△ 103,442
支払手数料	134,291	168,728	△ 34,437
租税公課	17,000	0	17,000
広告宣伝費	435,200	371,250	63,950
業務委託費	407,000	341,000	66,000
研修費	0	0	0
分担金	426,893	374,047	52,846
助成費用	2,336,710	2,626,640	△ 289,930
雑費	0	0	0
②管理費	8,112,673	7,666,760	445,913
役員報酬	960,000	984,000	△ 24,000
給料手当	3,476,109	3,121,048	355,061
法定福利費	1,660,060	1,881,362	△ 221,302
福利厚生費	21,400	31,907	△ 10,507
その他の報酬	623,000	422,272	200,728
消耗品費	66,973	63,669	3,304
事務用品費	35,219	44,525	△ 9,306
賞与引当金繰入額	140,060	37,811	102,249
通信費	166,934	137,101	29,833
賃借料	482,328	368,808	113,520
修繕費	163,084	118,036	45,048
業務委託費	77,000	82,500	△ 5,500
研修費	0	49,500	△ 49,500
支払手数料	57,552	163,915	△ 106,363
分担金	182,954	160,306	22,648
経常費用計	45,708,078	40,112,280	5,595,798
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	2,486,680	0	0	2,486,680
受取利息	13,600	0	0	13,600
負担金収入	35,095,125	8,112,673	0	43,207,798
経常収益計	37,595,405	8,112,673	0	45,708,078
(2) 経常費用				
①事業費	37,595,405	0	0	37,595,405
給料手当	20,708,552	0	0	20,708,552
法定福利費	4,461,841	0	0	4,461,841
福利厚生費	71,302	0	0	71,302
その他の報酬	4,354,563	0	0	4,354,563
消耗品費	156,279	0	0	156,279
事務用品費	104,744	0	0	104,744
賃借料	1,801,272	0	0	1,801,272
保険料	140,580	0	0	140,580
修繕費	245,963	0	0	245,963
旅費交通費	68,314	0	0	68,314
賞与引当金繰入額	1,260,539	0	0	1,260,539
通信費	464,362	0	0	464,362
支払手数料	134,291	0	0	134,291
租税公課	17,000	0	0	17,000
広告宣伝費	435,200	0	0	435,200
業務委託費	407,000	0	0	407,000
研修費	0	0	0	0
分担金	426,893	0	0	426,893
助成費用	2,336,710	0	0	2,336,710
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	8,112,673	0	8,112,673
役員報酬	0	960,000	0	960,000
給料手当	0	3,476,109	0	3,476,109
法定福利費	0	1,660,060	0	1,660,060
福利厚生費	0	21,400	0	21,400
その他の報酬	0	623,000	0	623,000
消耗品費	0	66,973	0	66,973
事務用品費	0	35,219	0	35,219
賞与引当金繰入額	0	140,060	0	140,060
通信費	0	166,934	0	166,934
賃借料	0	482,328	0	482,328
修繕費	0	163,084	0	163,084
業務委託費	0	77,000	0	77,000
研修費	0	0	0	0
支払手数料	0	57,552	0	57,552
分担金	0	182,954	0	182,954
経常費用計	37,595,405	8,112,673	0	45,708,078
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度に帰属する金額を計上している。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	31,573,223	31,573,223	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	11,634,575	11,634,575	0	

4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位：円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (単位：円)	科目	期末残高 (単位：円)
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	31,573,223	未払金	(2,855,777)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

6. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	378,109	1,400,599	378,109	—	1,400,599

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	5,686,558
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	181,829
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	534,929
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	9,066
	未収金	杉並区社会福祉協議会に 対する未収額	杉並区社会福祉協議会よ りの負担金精算に伴う追 加請求額	723,743
		過払い金精算に対する未 収額	講師料の所得税分返金額	2,817
流動資産合計				10,138,942
資産合計				10,138,942
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算 に伴う還付未払額	2,855,777
	未払費用	事業者及び職員他に対す る未払額	事業費及び管理費の事業 年度末経費未払額	2,509,647
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び 職員の社会保険料預り額	372,919
	賞与引当金	職員に対する翌期に支給 見込みの当期帰属賞与額	6月予定賞与の引当金	1,400,599
流動負債合計				7,138,942
負債合計				7,138,942
正味財産				3,000,000

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

令和7年4月21日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 森脇 雅子



監事 松本 健樹



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和 7 年度

事	業	計	画	書
収	支	予	算	書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和 7 年度

事業計画書

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 31 日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和7年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が目標として掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、次の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- （方針1） 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の確保・養成と活用を推進するほか、法人後見の充実等を図る。
- （方針2） 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化するとともに、区民に対する成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- （方針3） 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、制度をわかりやすく理解することができるよう、関係機関と協力して、様々な周知・普及の方法を工夫して進めていく。

また、区民が成年後見制度を正しく理解し、本人が制度の利用によるメリットを感じられるよう、関係機関の職員等への成年後見制度の普及活動にも力点を置いて展開する。さらに、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と強固に連携し、成年後見制度の中核機関として一層の機能の充実や体制強化について検討していく。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

権利擁護支援としての成年後見制度の周知と活用を推進するため、法人主催や他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

○法人主催の講演会 年2回

○他団体との協働実施による講演会 年1回

(2) 区民後見人等養成・支援事業

地域共生社会の実現に向けて、同じ地域の身近な区民が成年後見活動を行うため、令和6年度に実施した区民後見人等養成事業により新たなメンバーとして区民後見人等候補者名簿に加える。

区民後見人等候補者名簿登録者に対しては、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。また、名簿登録者の質の維持向上のためのフォローアップ研修を実施するとともに、後見人受任までの待機期間中に事業支援員や法人後見支援員として実務的な経験を培う事業を行う。さらに、区民後見人等養成事業の開催頻度などについて検討を行う。

○区民後見人フォローアップ研修 年2回

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページなどの広報媒体を通じて、わかりやすく成年後見制度の仕組みや制度の利用促進の周知と法人事業の広報を行うとともに、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加および協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動や、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

また、杉並区と協力し、区広報、区ホームページ及び区 SNS での定期的な周知活動などのほか、「すぎなみくらしのガイド」、「高齢者のしおり」、「障害福祉のしおり」等の区が発行するパンフレットに記事を掲載し、制度を周知する。

○パネル展示・催事での出展等 年2回（6月、12月）

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

（４）相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者等とその家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施する。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な手続き支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、適宜対応する。

さらに、制度利用開始前及び開始後における制度利用者やその家族のほか、後見人等や関係機関からの相談に的確に対応するため、専門職による相談事業の充実を図る。

○専門相談 月８回 （火・木 午後）

（５）申立て費用、後見報酬助成事業

成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

（申立て費用助成事業）

申立人の収入や預貯金等の資産が少ないため、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

（後見報酬助成事業）

被後見人等の収入や預貯金等の資産が少ないため、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業

申立時における杉並区成年後見センターの関わりを、後見報酬助成事業の対象要件の一つとしている。そのため、関係機関や候補者となる専門職団体に周知を図るとともに、やむを得ず杉並区成年後見センターが関わらずに申立てた案件についても、報酬助成ができるよう事業の見直しを検討する。

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

（６）親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、親族後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

○親族後見人勉強会 年１回 （下半期実施予定）

（７）関係機関との連携強化のための事業

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、本人や関係者と専門職団体や関係機関とのコーディネートを行う。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会（年１～２回）

また、区民の「福祉と暮らしのサポート拠点」であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例や高齢者虐待の対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待の対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能の充実を図る。さらに、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）とも密な連携を取り、業務連絡会を通して相談ケースについての課題共有に努め、両制度の適切な利用を推進していく。

以上のような地域連携ネットワークを構築することにより、後見人等の選任後においても必要なチーム支援機能が発揮できるよう、中核機関としての機能の充実を図る。

○ 地域福祉権利擁護事業担当との業務連絡会 （毎月１回）

◆ 法人後見事務

（８）法人後見事務

成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

◆ 委任契約による代理事務

（９）委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

（１０）後見監督事務

候補者推薦事案においては、積極的に区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対する適切な指導監督を行う。

◆ 区長申立て事務支援

（１１）区長申立て事務支援

区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

【法人管理業務】

（１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を行うとともに、法定書類の作成・備置き・開示と書類の定期的提出などを通じた透明性の高い法人運営を行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要な見直しを行う。

収 支 予 算 書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	2,111,000	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	200	
負担金収入	49,465,911	杉並区 36,477,509 円、杉並社協 12,988,402 円
経常収益計	<u>51,577,111</u>	

(2) 経常費用

① 事業費

① 事業費	42,291,648	
給料手当	24,244,216	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	5,234,904	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	119,843	
その他の報酬	4,713,520	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	243,600	
事務用品費	133,000	
賃借料	1,807,272	サーバー・PC・UTM リース料、相談管理システム
保険料	152,000	
修繕費	99,680	
旅費交通費	198,000	
通信費	545,800	電話利用料他
支払手数料	204,240	
広告宣伝費	457,000	パンフレット等作成費用
研修費	50,000	
業務委託費	528,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	491,738	
申立費用助成	3,028,050	成年後見制度利用助成事業他
雑費	40,785	

② 管理費

② 管理費	9,285,463	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	4,072,694	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,931,145	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	37,631	
その他報酬	732,000	法律専門職報酬
消耗品費	104,400	
事務用品費	57,000	
通信費	172,200	
賃借料	482,328	
修繕費	130,720	
支払手数料	152,600	
業務委託費	132,000	議事録作成（理事会）
分担金	210,745	

経常費用計 **51,577,111**

当期経常増減額 **0**

当期一般正味財産増減額 **0**

収支予算書内訳表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	2,111,000			2,111,000
受取利息	200			200
負担金収入	40,180,448	9,285,463		49,465,911
経常収益計	42,291,648	9,285,463	0	51,577,111
(2) 経常費用				
①事業費	42,291,648	0		42,291,648
給料手当	24,244,216	0		24,244,216
法定福利費	5,234,904	0		5,234,904
福利厚生費	119,843	0		119,843
その他の報酬	4,713,520	0		4,713,520
消耗品費	243,600	0		243,600
事務用品費	133,000	0		133,000
賃借料	1,807,272	0		1,807,272
保険料	152,000	0		152,000
修繕費	99,680	0		99,680
旅費交通費	198,000	0		198,000
通信費	545,800	0		545,800
支払手数料	204,240	0		204,240
広告宣伝費	457,000	0		457,000
研修費	50,000	0		50,000
業務委託費	528,000	0		528,000
分担金	491,738	0		491,738
申立費用助成	3,028,050	0		3,028,050
雑費	40,785	0		40,785
②管理費	0	9,285,463		9,285,463
役員報酬	0	1,070,000		1,070,000
給料手当	0	4,072,694		4,072,694
法定福利費	0	1,931,145		1,931,145
福利厚生費	0	37,631		37,631
その他報酬	0	732,000		732,000
消耗品費	0	104,400		104,400
事務用品費	0	57,000		57,000
通信費	0	172,200		172,200
賃借料	0	482,328		482,328
修繕費	0	130,720		130,720
支払手数料	0	152,600		152,600
業務委託費	0	132,000		132,000
分担金	0	210,745		210,745
経常費用計	42,291,648	9,285,463	0	51,577,111
当期経常増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0

